

社会教育主事の配置義務と 社会教育主事講習について

第4期教育振興基本計画では、社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成が求められており、その活動を支える人材として社会教育主事の重要性が注目されています。

1 社会教育主事の配置義務

社会教育法第9条の2に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事を置くことが義務付けられています。(ただし、人口1万人未満の一部の町村では、当分の間、社会教育主事を置かないことができるとする経過措置が設けられています。)

社会教育主事は、地域における社会教育を推進するための専門的職員で、発令には資格が必要です。

<社会教育主事の資格要件（社会教育法第9条の4）>

社会教育主事の発令には資格が必要で、次のどれかひとつに該当すれば資格があることになります。

- 社会教育に関する所定の単位修得・2年以上の在学と実務経験
- 教員免許・実務経験と社会教育主事講習修了
- 所定の単位修得・2年以上の在学又は高等専門学校卒業と実務経験と社会教育主事講習修了
- 社会教育主事講習修了と教育委員会の資格認定

※詳細は別添1参照

2 社会教育主事講習について

社会教育に必要な専門知識や地域活動で役立つコーディネート能力などを学びます。

- 実施機関：国立教育政策研究所及び文科省委嘱機関（大学等）
- 実施時期：実施機関により異なる

〈国立教育政策研究所の例〉夏期は例年7～8月頃、冬期は1～2月頃
※冬期は地方会場として沖縄県内でも実施。※詳細は別添2参照

- 実施方法：オンラインまたは対面（実施機関により異なる）
- 受講料：無料（※教材、交通費等は自己負担）
- 受講資格：社会教育に関する実務経験や教員免許など

※詳細は別添1参照

※社会教育主事講習に関する御相談は、沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習センター（TEL 098-864-0474）まで気軽にお問い合わせ下さい。

社会教育主事の任用資格及び受講資格について

文部科学省

別添4

(A) 大学に2年以上在学・62単位以上修得+養成課程のある大学で社会教育に関する科目の単位を修得															
【科目】規程第11条第1項															
 社会教育士 (養成課程) の称号 【規程第11条第3項】															
<table border="1"> <tr> <td>生涯学習概論</td> <td>4単位</td> </tr> <tr> <td>生涯学習支援論</td> <td>4単位</td> </tr> <tr> <td>社会教育評論</td> <td>4単位</td> </tr> <tr> <td>社会教育実習</td> <td>8単位</td> </tr> <tr> <td>社会教育演習</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td>社会教育実習 社会教育課題研究</td> <td>1以上の 科目で3 単位</td> </tr> <tr> <td>選択必修</td> <td></td> </tr> </table>		生涯学習概論	4単位	生涯学習支援論	4単位	社会教育評論	4単位	社会教育実習	8単位	社会教育演習	1単位	社会教育実習 社会教育課題研究	1以上の 科目で3 単位	選択必修	
生涯学習概論	4単位														
生涯学習支援論	4単位														
社会教育評論	4単位														
社会教育実習	8単位														
社会教育演習	1単位														
社会教育実習 社会教育課題研究	1以上の 科目で3 単位														
選択必修															

(A) +イ・ロ・ハの通算
期間が1年以上

イ. 主事補
ロ. 主事補と同等の職
ハ. 社会教育に関する業務
【法第9条の4第3号】

※ロ、ハはH8告示1、2参照
H8告示: 平成8年文部省告示第148号「社会教育主事補の職と
同等以上の職及び社会教育に関する業務に係る事業における業務等と
同様の職として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定」

社会教育主事として発令

有資格者

(B) +大学2年以上在学62单
位以上等+イ・ロ・ハの通算
期間3年以上 【法第9条の4第1号】

(B) +教員普通免許+教育に
関する職が5年以上
【法第9条の4第2号】

(B) +法第9条の4第1～3号に
相当する教養と経験があると都道府
県教委が認定した者
【法第9条の4第4号】

※R7通知で以下を目安として示している。
①イ、ロ、ハの通算期間が
4年以上

②教育に関する職を6年(普
通免許状ありは5年)以上

③ロ、ハに相当する職又は
業務を4年以上
(大学2年在学62単位の者は
3年、(A)の者は1年)

※R7通知: 文部科学省告示第62号「社会教育主事講習等規程の一部を
改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主
事講習の受講資格等の取扱いについて(通知)」
(令和7年7月31日付7文科教第801号)より抜粋

(B) 社会教育主事講習修了



1. 大学2年以上在学・62単位以上修得者、
高等専門学校卒業者等 【規程第2条第1号】

2. 教員の普通免許状所有者
【規程第2条第2号】

3. 短期大学卒業と同等以上の学力が
あると認められる者 【規程第2条第3号】

4. その他の者

(高卒等、規程第2条第1～3号に当たはまらない者)
① 2年以上(イ) 主事補及び(ロ) 主事補と同等の
職又は(ハ) 社会教育に関する業務に従事し
た者
【規程第2条第4号】▶ロ、ハはH8告示1、2参照
② 4年以上教育に関する職にあつた者
【規程第2条第5号】▶H8告示三参照

③ 文部科学大臣が上記1, 2, 3, 4①, ②と同等以上と
認められた者
【規程第2条第6号】▶R7告示参照

※R7告示: 令和7年文部省告示第62号「社会教育主事講習等規程の一部を
改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主
事講習の受講資格等の取扱いについて(通知)」
する社会教育主事の講習に開設し、社会教育主事講習等規程第2条第6
号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有
すると認められる者を指定する告示】

社会教育主事講習受講資格

「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令等の施行並びに社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて(通知)」
(令和7年7月31日付7文科教第801号)より抜粋

●国立教育政策研究所令和7年度の日程

履修科目は、生涯学習概論、社会教育経営論、生涯学習支援論、社会教育演習の4つ。生涯学習概論、社会教育経営論はeラーニングで受講。

A講習は、通常コース(集合あり)とオンラインコース。

B講習は、通常コースのみで、生涯学習推進センターでも実施。

【A講習(夏期講習)】(例年7~8月に実施)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
7月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
							事前 オリエン テーション																										
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	ライ ブ 配 信						ライ ブ 配 信	オンライン コース ライブ																									

【B講習(冬期講習)】(例年1~2月に実施)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
1月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
							事前 オリエン テーション																											
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
	社会教育主事講習[B] 社会教育経営論 eラーニング期間	ライ ブ 配 信	ライ ブ 配 信					ライ ブ 配 信				集合																						

北海道立生涯学習センターや九州大学等でも実施しています。

社会教育士って、何？

社会教育主事講習受講修了あるいは社会教育主事養成課程の必要単位を修得すると「社会教育士」の称号が得られます。

- 地域には、コミュニティの希薄化、空き店舗増加、子育て・介護での孤立、若者の居場所不足、防災、分断など多くの課題があります。これらの解決には、住民が当事者意識を持ち、多様な人々が協力し、経験を活かして地域活動を豊かにすることが不可欠です。人々が地域に前向きに関わる「きっかけ」となる活動は、社会教育分野で「学び」と呼びます。「社会教育士」は、この「学び」を通じて、人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材です。教育行政のみならず、地方公共団体の各部局や、NPO、企業、学校、地域活動やボランティア活動などにおいて、活躍することが期待されています。
- 県内でも、「社会教育士」として、学校や公民館、自治会、NPOなどの様々な場所で、地域連携活動や講座・イベントの実施などに取組み、活躍している人が増えています。



社会教育士